



社会福祉法人 若葉会

評議員・役員報酬及び費用弁償に関する規定

(令和5年11月改訂)

社会福祉法人若葉会 評議員・役員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若葉会（以下「本会」という。）の定款第8条および第21条の規に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、専ら役員の業務を行うために本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬及び旅費相当費用は日額とし、評議員会等への出席等の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬及び旅費相当費用を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、本会の給与規程に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

- (1) 報酬は、別表2に定める額とする。
- (2) 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の費用弁償は、報酬に含むものとする。

3 非常勤役員の報酬及び旅費相当費用は日額とし、理事会等本会業務への出席等の都度、別表3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

4 評議員及び役員が職務のため出張をしたときの旅費は、実費を支給することができる。

(報酬等の辞退)

第4条 支給対象者から報酬及び旅費相当費用の一部又は全部の受取を辞退すると
の申出があった場合は、報酬及び旅費相当費用を支給しないことができる。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

- 附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 附則 この規定は、平成29年6月10日から施行する。
- 附則 この規定は、平成29年12月9日から施行する。
- 附則 この規定は、令和2年11月24日から施行する。
- 附則 この規定は、令和5年11月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 評議員の報酬及び旅費相当費用（所得税控除後の金額）

役職	業務内容	日額 (1人当たり)
評議員 (7~9名)	評議員会等会議への出席	10,000円
	上記の他、本会業務を行うとき	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円

別表2 常勤役員の報酬及び旅費相当費用（所得税控除後の金額）

役職	月額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事長 (1名)	250,000円	3,000,000円

別表3 非常勤役員の報酬及び旅費相当費用（所得税控除後の金額）

役職	業務内容	日額 (1人当たり)	年間総額 (合計)
理事 (5~6名)	理事会、評議員会等 会議への出席	10,000円	1,700,000円
	上記の他、本会業務 を行うとき	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円	
監事 (2名)	監事監査への出席	10,000円	200,000円
	理事会、評議員会等 会議への出席	10,000円	
	上記の他、本会業務 を行うとき	10,000円 ただし、半日の場合は 5,000円	